

第5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第17条の5（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（開発研究用資産の償却費）</p> <p>17の5-4 ……………</p> <p>……………措置法第42条の4第6項第6号に規定する特別試験研究費の額（以下17の5-4において「特別試験研究費の額」という。）……………</p> <p>…</p>	<p>（開発研究用資産の償却費）</p> <p>17の5-4 ……………</p> <p>……………措置法第42条の4第12項第3号に規定する特別試験研究費（以下17の5-4において「特別試験研究費」という。）の額……………</p>

二 第18条の3～第18条の8（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第18条の3～第18条の8（共通事項）関係</u></p> <p>（再投資等準備金等の準備金の差額積立等）</p> <p><u>18の3～18の8(共)-1 震災特例法第18条の3及び第18条の8の規定に係る再投資等準備金等の差額積立等の特例及び合併等に伴う準備金の表示替えについては、措置法通達55～57の8（共）-1及び55～57の8（共）-2に準じて取り扱う。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

三 第 18 条の 3 (再投資等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた再投資等準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>18 の 3-2 合併法人等 (合併法人又は分割承継法人をいう。以下 18 の 3-2 において同じ。)</u> が震災特例法第 18 条の 3 第 7 項又は第 9 項の規定 (同法第 26 条の 3 第 8 項又は第 10 項の規定を含む。) により再投資等準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、その適格合併等 (適格合併又は適格分割型分割をいう。以下 18 の 3-2 において同じ。) の日が当該適格合併等に係る被合併法人等 (被合併法人又は分割法人をいう。以下 18 の 3-2 において同じ。) の同法第 18 条の 3 第 1 項の指定を受けた日以後 10 年を経過した日 (以下 18 の 3-2 において「10 年経過日」という。) 後であるときにおける当該合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度の当該再投資等準備金に係る同条第 3 項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等の 10 年経過日を含む事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度) において同項の益金算入額の計算の基礎となった再投資等準備金の金額を当該合併法人等の同項に規定する基準事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額とみなして取り扱うものとする。</p> <p><u>当該適格合併等の日を含む連結事業年度後の各事業年度における再投資等準備金に係る同項の規定の適用についても、同様とする。</u></p> <p>(積立限度超過額の認容)</p> <p><u>18 の 3-3</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(積立限度超過額の認容)</p> <p><u>18 の 3-2</u></p>

四 第18条の8（福島再開投資等準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第18条の8（福島再開投資等準備金）関係</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>18の8-1 震災特例法令第18条の7第2項第1号の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成するものうちに震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>同項第2号の機械及び装置で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p>	
<p><u>（適格合併により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し）</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>18の8-2 適格合併により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。以下同じ。）の震災特例法第18条の8第4項の規定による均分取崩しについては、18の3-2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	
<p><u>（再投資等準備金の取扱いの準用）</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>18の8-3 福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。）の積立額の損金算入等については、18の3-3の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	

五 第 25 条の 5 ((復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>25 の 5-4 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 9 第 6 項第 6 号に規定する特別試験研究費の額 (以下 25 の 5-4 において「特別試験研究費の額」という。) ……………</p> <p>…</p>	<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>25 の 5-4 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 9 第 12 項第 3 号に規定する特別試験研究費 (以下 25 の 5-4 において「特別試験研究費」という。) の額……………</p>

六 第 26 条の 3 ~ 第 26 条の 8 ((共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 26 条の 3 ~ 第 26 条の 8 ((共通事項) 関係</u></p> <p><u>(再投資等準備金等の準備金の差額積立て等)</u></p> <p><u>26 の 3 ~ 26 の 8 (共) - 1 震災特例法第 26 条の 3 及び第 26 条の 8 の規定に係る再投資等準備金等の差額積立て等の特例及び合併等に伴う準備金の表示替えについては、連結措置法通達 68 の 43 ~ 68 の 58 (共) - 1 及び 68 の 43 ~ 68 の 58 (共) - 2 に準じて取り扱う。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

七 第 26 条の 3 ((連結法人の再投資等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>26 の 3-1 ……………</p> <p>……………<u>同条第 6 項第 3 号から第 7 号までに掲げる</u>……………</p> <p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた再投資等準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>26 の 3-3 連結法人である合併法人等（合併法人又は分割承継法人をいう。以下 26 の 3-3 において同じ。）が震災特例法第 26 条の 3 第 8 項又は第 10 項の規定（同法第 18 条の 3 第 7 項又は第 9 項の規定を含む。）により再投資等準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、その適格合併等（適格合併又は適格分割型分割をいう。以下 26 の 3-3 において同じ。）の日が当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人又は分割法人をいう。以下 26 の 3-3 において同じ。）の同法第 26 条の 3 第 1 項の指定を受けた日以後 10 年を経過した日（以下 26 の 3-3 において「10 年経過日」という。）後であるときにおける当該合併法人等の当該適格合併等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の当該再投資等準備金に係る同条第 3 項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等の 10 年経過日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において同項の益金算入額の計算の基礎となった再投資等準備金の金額を当該合併法人等の同項に規定する基準連結事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額とみなして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>当該適格合併等の日を含む事業年度後の各連結事業年度における再投資等準備金に係る同項の規定の適用についても、同様とする。</u></p>	<p>26 の 3-1 ……………</p> <p>……………<u>同条第 4 項第 3 号から第 7 号までに掲げる場合に該当することとなった</u>……………</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
(積立限度超過額の認容) <u>26の3-4</u>	(積立限度超過額の認容) <u>26の3-3</u>

八 第26条の8(連結法人の福島再開投資等準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<u>第26条の8(連結法人の福島再開投資等準備金)関係</u>	(新 設)
<u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u> <u>26の8-1 震災特例法第26条の8第7項の規定により同条第1項の規定の適用がない同条第7項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項の規定の適用を受けようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第7項第3号及び第4号に掲げる連結法人以外の連結法人は、同条第1項の規定の適用を受けることができる。</u>	(新 設)
<u>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</u> <u>26の8-2 震災特例法令第23条の7第2項第1号の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成するもののうちに震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>同項第2号の機械及び装置で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(適格合併により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>26の8-3 適格合併により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。以下同じ。)の震災特例法第26条の8第4項の規定による均分取崩しについては、26の3-3の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(再投資等準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><u>26の8-4 福島再開投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。)の積立額の損金算入等については、26の3-4の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>